

がけ付近の建築物について

がけ付近で建物を建てるには土砂災害等の危険性もあるため、愛知県で定められた以下の条例に適合しなければなりません。

愛知県建築基準条例

(がけ付近の建築物)

第8条 建築物の敷地が、高さ2mを超えるがけに接し、又は近接する場合は、がけの上にあってはがけの下端から、がけの下にあってはがけの上端から、建築物との間にそのがけの高さの2倍以上の水平距離を保たなければならない。ただし、堅固な地盤又は特殊な構造方法によるもので安全上支障がないものとして知事が定める場合に該当するときは、この限りでない。

2. 高さ2mを超えるがけの上にある建築物の敷地には、地盤の保全及びがけ面への流水防止のため、適当な排水施設をしなければならない。

